

仙台地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 開催日時

平成18年11月7日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委 員） 阿部友康、阿部則之、板橋徳幸、卯木 誠、大村昌枝、
長田洋子、鈴木忠夫、須藤 力、中田和範、中村光伸、
原 征明（50音順、敬称略）

（オブザーバー） 畑中芳子第2民事部長

（庶 務） 北村総務課長、菅原総務課課長補佐、平塚総務課庶務係長

（委員以外の出席者）

近藤民事首席書記官、中井川民事次席書記官、菅原事務局長、
久保田事務局次長

4 議事等（■委員長、○委員、□オブザーバー、●説明者）

（1）「民事裁判の迅速化について」

[事前説明]

- 民事裁判の迅速化についての裁判官の所感
- 民事訴訟事件の手続の流れについて
- 仙台地方裁判所における事件動向について

[意見交換]

- 仙台地裁の全民事事件数は減少しているとのことであるが、家裁に人事訴訟が移管されたり、簡裁に90万円から140万円までの事件が移管されている影響があるのなら、裁判所全体としては減少していないのではないか。また、仙台の場合、医療訴訟事件の事件数が全国平均で見ると少ないのでないか。
- 人事訴訟は年間300件台の事件数があり、その数が家裁に移っていると思われる。ただし簡裁の事件総数にはあまり変動が見られていない。なお、訴訟事件以外では、平成15年から平成17年までに破産事件が1500件程度減少しており、付随する免責事件も併せると3000件程度は減っているものと思われる。
- 簡裁の場合には管轄の競合ということもあり、実際には事物管轄変更の影響というのはほとんどないのかもしれない。訴訟事件数は少しづつ増えているの

が現状ではないか。

- 医療訴訟に関しては、訴訟に至らないものや、調停段階で終わるものがあり、選りすぐったものだけが訴訟になっているのかもしれない。
- 医療訴訟は全国的には増加傾向にあると言われているが、仙台ではそれほど増えとはいえない。中には事前に解決しているものもあるとは思われるが、原因はよくわからない。
- 訴訟を行う場合に弁護士を依頼するには費用がかかり、それなりの資力が必要となる。そのため長期化が見込まれるような場合などは、訴訟自体をあきらめるケースも多いのではないか。
- 確かに裁判は時間とお金がかかるというのが市民の共通の認識であり、弁護士費用についても、弁護士から市民にきちんとした説明をしていくべきと思われる。通常、弁護士に訴訟を依頼する場合は、着手金と成功報酬を支払うことになるが、これは端的に請求金額の何パーセントということで決まっており、期間が長くなればその分費用がかかるというものでもない。一般市民の感覚としては、裁判所は敷居が高く、訴訟を敬遠する場合が多いのかもしれない。
- 訴訟費用に関しては、訴訟救助の制度があるが、それ以外にも、民事法律扶助という制度がある。この制度は今年10月から法テラスに引き継がれている。
- 裁判の期間は確かに短くなってきていると思うが、法廷の場が期日を決めるためにやっているのではないかという印象があった。せっかく当事者が集まっているのだから、書面のやり取りや次回期日の打合せだけで終わるのではなく、もう少し身のある話ができるのかと思い、もったいない印象を持った。
- 確かに以前の民事裁判では、書面の提出だけで期日が終わってしまう場合が多くかった。しかし、平成10年の民事訴訟法の改正以降、訴訟の進め方が大きく変わり、期日の中で実質的な中身の議論、いわゆる争点整理手続が行われるようになった。このことが、民事訴訟の期間短縮の大きな要因になっていると思われる。
- 現行の民事訴訟法では、証拠の提出時期などが定められており、審理期間の短縮に大きな役割を果たしている。迅速化に関しては、むしろ弁護士の準備の方が大変になっているのかもしれない。
- 牛丼屋のキャッチフレーズで「早い、安い、うまい。」というのがあったが、これを「うまい、早い、安い。」に変えたというニュースがあった。やはりいくら早くても、まずくては客が離れてしまうことであろう。裁判もこれと同じであり、早いだけではだめで、中身もきちんとしたものでなければいけない。制度が変わると同時に、弁護士の意識も変えていく必要があり、実際に大きく変わってきているようである。訴訟に2、3年もかかるのは恥だと

いう意識も出てきている。確かに多数の事件を抱えている弁護士は大変かもしれないが、かと言ってだらだらと訴訟を進めることは許されない。

- 私の会社では、内容証明や簡裁からの呼出にも応じず、泣き寝入りをするケースが多々ある。知り合いの弁護士に相談しても、結論としてはあきらめるしかないと言われたこともあった。ブログに、ロサンゼルス空港で検査と称して相次いで物がなくなる事件のことが書かれていたが、弁護士に相談しても、立証が困難であり、あきらめるしかないとのことであったらしい。大抵の人は身近に相談できる弁護士すらおらず、泣き寝入りしている場合も多いと思われる。まずはそういった人が気軽に相談できる窓口が必要なのではないか。
- そのような市民の相談窓口の紹介は、今後、法テラスが担っていくことになる。法テラスでの相談窓口の振り分けが適切に行われれば、泣き寝入りが減ることも考えられる。
- 地域間の弁護士の絶対数の違いもネックになっている1つの要因であると思われる。弁護士の数は東京などでは多いが、青森などは少ない。その辺に対応できる支援センターなどを全国に作ることができないであろうか。もうひとつは、暴力団などの組織犯罪で不当に得た金銭を没収した場合、これが国庫に入ってしまうため、被害者が泣き寝入りせざるを得なくなる場合があるが、没収した金銭について、被害者にうまく分配できるような仕組が考えられないか。
- 組織犯罪等における不当な金銭については、没収せずに被害者に還付する制度が創設され、近々施行される予定である。
- 現在の弁護士の人数は全国で22,000人以上となっているが、私が弁護士になったときは12,000人程度であり、約倍近くになっている。ただし、実際に弁護士が増えているのは東京や大阪などの大都市部のみであり、青森などでは増えていない。しかし、東京、大阪の事務所などでは、昨年あたりから、あまり新人を採用しなくなり、次第に地方に弁護士が流れてきている。ここ数年で弁護士の数が大幅に増えることもあり、徐々に地方の弁護士不足は解消していくのかもしれない。
- 長期化の原因として、医療、建築に関する分野や、賃金業におけるグレーゾーン金利問題のような法律や制度の不備によって争点をあぶり出すのが大変な場合が多いのではないかと思われるが、実際の裁判ではどうなのか。
- 賃金業のグレーゾーン金利の関係ではそのような面があり、最近最高裁で判決が出したことによって事件処理はしやすくなっている。しかし、医療や建築に関しては、制度というよりも中身が難しいことが大きな原因であろう。
- 民事事件の審理期間が短縮しているのは分かったが、その要因としては、弁護士や裁判官、裁判所職員の人数の変動による影響もあるのではないか。
- 法曹人口の増加が審理期間の短縮に直接影響を及ぼしているのかはわからな

い。やはり大きな要因は、審理のやり方が以前と比べて大幅に変わってきたところにあるのだと思う。

- 確かに、さらなる迅速化を行うため、次に考えなければいけないのは人の問題かもしれない。人をつぎこめば時間を短縮することはできると思うが、体勢の面で難しい問題もある。また、早ければいいというものでもなく、やはりある程度の審理期間は必要である。もっとも、弁護士の人数が増えていけば、少しは期間が短くなるかもしれない。
- 裁判官や弁護士にとっては、審理期間が短くなることによって、濃密に期日が入ってくるので、忙しくなった感はあるかもしれない。
- やり方の問題もあり、処理を早め早めに前倒しでやっていけばできないことではないと思う。弁護士によっては、むしろ仕事がないという状況になってきており、そちらの方が心配な面もある。
- 数字を見れば迅速化はなされていると思う。しかし数字に表れない泣き寝入りしている人をどうしていくかが問題と思われる。法テラスがどれくらい役立つかということにもよるが、玄関が変わっただけで実は何も変わっていないのではないか。法テラスが窓口になっても、結局以前の相談窓口に戻ってくるのではないかという心配がある。法テラスには、こんなにお役にたてるんすというところを見せてもらわないと、なかなか利用してもらえないかもしれない。

(2) 「裁判員制度の広報活動等について」

[事前説明]

- 裁判員制度の広報活動等について

[意見交換]

- 檢察庁では、ロータリークラブなどの経営者側、PTA、生徒など学校関係に対する広報活動に力を入れている。質問の内容もより具体的なものになってきており、制度そのものについてはだいぶ浸透してきた感がある。
- 先日、県庁で出前講義を行った際も、かなり細かいところまで多数の質問があり、相当関心を持っているようであった。
- 育児や介護を抱えている人が裁判員に選ばれた場合の具体的な対応は何か考えているのか。
- その問題を検討するために、現在関係機関からの情報収集に努めているところであるが、裁判員候補者に対して、育児や介護のためにこういった施設や方法がありますよという情報提供を行うことは、ひとつの方法として考えられるのではないか。
- 情報提供だけで、個人が解決しなければならないのではやはり大変である。地方公共団体等と協力して、一時預かりの制度を充実させたり、費用を負担せ

ずに施設に預けられるような制度は作れないものか。

- 施設に優先的に裁判員候補者用の枠を設けてもらうといったことができないかどうか関係機関と十分協議していく必要があると思われる。また、選任の際にアンケート等で育児や介護の要否を調査し、難しそうな人は選別することもひとつの案として考えられるが、この場合無作為抽出の原則とどう調整するのかという問題がある。
 - やはり候補者を選んだ時点で個別の事情を聞くのが必要と思われる。
 - 選ばれる側にしてみれば、どういう基準で選ばれるのかが一番の关心事であり、広報の際に最も重要な点となるであろう。
 - 裁判員制度がスタートして最初の数年間で、国民にだれが裁判員をやっても大丈夫だという意識を浸透させていくことが重要である。
 - 裁判員になれない人もいるが、そういった人はどうやって選任の際に区別するのか。
 - 明確な欠格事由があるような場合以外は、一応区別せずに候補者として出頭してもらうことになる。あとは裁判員選任手続の中で辞退事由を聞くなどして判断していくことになるのではないか。
 - やはり経営者や企業職場等への説明が大事だと思う。もっとも、裁判員制度の説明をする際、導入の意義をきちんと説明するのは難しいのではないか。
 - 司法が今後大きな役割を果たしていくためには、国民の理解と信頼が不可欠であるが、そのためには自らの考えが反映されるシステムの導入が必要になるのだという説明で納得してもらっている。また、刑事裁判に関心を持つことにより、自分たちの地域の防犯意識等も高まっていくというような説明も行っている。広報用映画にも出てくるが、「無関心は罪なんです」ということも言えると思う。
 - 実際、一般の人に裁判員制度の意義を理解してもらうことは難しく、模擬裁判を経験した人も半分はもうやりたくないという感想を述べている。ただし、やりとげたという充実感はあると思う。
 - 市民にとっては、いきなり負担のかかることをやらされるという意識は強いと思われる。しかし、以前のアンケート結果では、7割以上の人人がやりたくないということだったが、最近のアンケート結果では参加してもいいという意見が半数以上に変わってきたのも事実である。
- いずれあまり遠くない時期に選任手続のイメージが示されることになると思われる。次の委員会では、それが示されていればそれを説明したうえで、裁判員の負担軽減や出頭確保の方策などについて、改めて意見を伺うこととしたい。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成19年2月27日（火）午後1時30分
- (2) 場 所 仙台地方裁判所第5会議室
- (3) テ — マ 「裁判員の選任手続」について